

副知事「国の動向に注視しながら、慎重に検討」

住宅リフォームへの助成制度について

みわ一回目の質問(要旨)

- ・「住宅リフォームへの助成制度」を創設すべきと思うがどうか。
- ・「住宅リフォームへの助成制度」を実施する市町村への県支援を行うべきと思うがどうか。

副知事一回目の答弁

- ・県はこれまで、住宅リフォームを促進するため、市町村に対し「相談窓口の設置」を要請してきたところであり、平成21年度中に全市町村に設置されました。
- ・住宅リフォームに関する助成については、特に耐震化対策が喫緊の課題であるとの認識から、市町村が行う事業に対して、助成してまいりました。
- ・しかしながら、住宅リフォームにはバリアフリー対応、住宅設備の取り替え、修繕など様々な態様があることから、今後、国の動向や他県の状況を見ながら、慎重に、検討してまいります。

みわ二回目の質問(要旨)

- ・住宅リフォーム助成制度は、非常に経済効果があるので、補正を含め、年度内に実施をしたらどうか。

副知事二回目の答弁

- ・住宅リフォーム助成制度には、雨漏りなどの修繕、外壁の取り替え、オール電化、バリアフリー対応、耐震性の強化、住宅の床面積を増加させるなど、いろいろなパターンがあります。
- ・他県で支援している例は承知しておりますが、地元中小企業対策、県産材利用の促進、二酸化炭素削減に向けての住宅エコポイントへの上乗せなど、その目的も様々で、対象も広範囲に渡っています。
- ・また、現在、国のリフォーム促進に向けた施策の動きもありますので、国の動向に注視しながら、慎重に検討してまいります。

知事「国・他県の事例等を良く注視して考えたい」

これは、**下記** 2008年9月県議会 公契約条例について、本会議での副知事答弁「いわゆる公契約条例の制定は困難と考えております。」と比較すると、前進か。

労働実態調査と公契約条例制定について**みわ一回目の質問(要旨)**

・県として、県発注工事現場の労働の実態をつかむため、調査を実施すべきと考えるかどうか。

副知事一回目の答弁

- ・県の公共工事での労務単価に関しては、毎年10月に国土交通省・農林水産省・都道府県・政令市等が共同で、「公共事業労務費調査」を実施しており、この結果をもとに、翌年度の労務単価が設定されます。
- ・建設労働者の労働条件については、労働基準監督署がその改善に努めていることから、今後とも、労働基準監督署と連絡を密にし、情報の共有を図ってまいります。

みわ一回目の質問(要旨)

・契約時に労働者の賃金を明らかにし、その賃金が労働者に確実に支払われる制度である「公契約条例」の早急な整備が求められていると思うが、どうか。

副知事一回目の答弁

- ・民間の賃金等に係る労働条件は、労働基準法に基づき労働者と使用者の自由な取り決めにゆだねられているものと認識しており、公契約条例の制定については、解決すべき様々な課題があると考えています。
- ・公共事業に従事する建設労働者の労働条件は、優良な工事を確保するためにも重要であると考えており、県としても「建設業法」および「千葉県建設工事適正化指導要綱」等により、適正な労働条件の確保が図られるよう、引き続き建設業者を指導してまいります。

みわ二回目の質問(要旨)

・公契約条例を取り急ぎ研究し、公契約条例の検討に直ちに着手すべきではないか、知事の答弁を求めます。

知事答弁

- ・公契約条例の制定について、解決すべき様々な課題があると考えております。
- ・県としましては、国・他県の事例等を良く注視して、考えたいと思っています。

2008年9月県議会 公契約条例について、本会議での副知事答弁

次に、県の公共工事で直ちに賃金の実態調査を実施すべきと考えるが、どうかとの御質問です。

県の公共工事での労務単価に関しては、年1回、10月期に国土交通省、農林水産省、地方自治体が共同で公共事業労務費調査を実施しております。

なお、建設労働者の賃金については、労働基準法に基づき、労働者と使用者との取り決めにゆだねられているものと認識しております。

次に、国任せではなく、県として公契約条例を制定すべきではないかとの御質問です。

民間の賃金等に係る労働条件については、労働基準法に基づき、労働者と使用者との自由な取り決めにゆだねられているものと認識しており、**いわゆる公契約条例の制定は困難と考えております。**

なお、公共工事に従事する建設労働者の労働条件は、適正な施工を確保するためにも重要であると考えておりますので、県としても建設業法及び千葉県建設工事適正化指導要綱等により、適切な労働条件の確保が図られるよう、引き続き指導していきたいと考えております。